

動薬協会発 67 号
平成 29 年 5 月 29 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦顕
(公印省略)

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針を適用しないパンデミックインフルエンザ事前対策枠組みに基づく遺伝資源の利用について（通知）

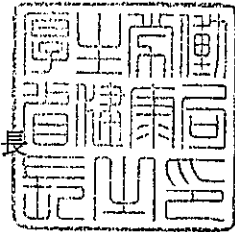
平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり厚生労働省健康局長通知（健発 0518 第 1 号）に関連する連名通知がありましたので、お知らせします。

健発0518第1号
環自計発第1705183号
平成29年5月18日

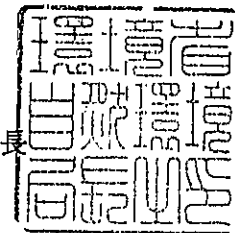
各都道府県知事殿
関係独立行政法人の長殿
各国公立私立大学長殿
各公私立高等専門学校長殿
各大学共同利用機関法人機構長殿
関係各団体の長殿

厚生労働省健康局長



(印影印刷)

環境省自然環境局長



(印影印刷)

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針を適用しないパンデミックインフルエンザ事前対策枠組みに基づく遺伝資源の利用について（通知）

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成29年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号。以下「指針」という。）におけるパンデミックインフルエンザ事前対策枠組みに基づく遺伝資源の利用の取扱いは下記のとおりとするので、御了知の上、貴機関、貴団体又は管下の関係者に対し周知方よろしく願います。

記

パンデミックインフルエンザ事前対策枠組み（Pandemic Influenza Preparedness Framework。以下「PIPF」という。）4.1に定義する、ヒトにパンデミックを引き起こすおそれのあるH5N1型等のインフルエンザウイルスに係るPIP生物素材（PIP biological materials）の利用であって、次のいずれかに該当する遺伝資源の利用は、指針第1章第3の2の「遺伝資源の利用であって食料及び農業のための植物遺伝資源に



関する国際条約が適用されるものその他の議定書適用外遺伝資源利用」に該当することから、指針を適用しない。

- (1) 世界インフルエンザ監視・対応システム (Global Influenza Surveillance and Response System。以下「GISRS」という。) に属する研究機関間で、PIPF附属書 I に掲げる定型の素材移転契約 (Standard Material Transfer Agreement 1 (SMTA1)) を用いて移転したもの
- (2) GISRSに属する研究機関から、PIPF附属書 II に掲げる定型の素材移転契約 (Standard Material Transfer Agreement 2 (SMTA2)) を用いて取得したもの